

様式1(第5項関係)

仕様書等に関する質問申出書

令和 年 月 日

東牟婁振興局串本建設部総務用地課 様

事業年度	令和4年度及び令和5年度	公告年月日	令和4年12月23日
業務の名称	東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達		
質問者	住所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項	1 仕様書について 2 入札説明書について		

入札書

入札金額
(1年間の総額)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和4年度及び令和5年度東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達に係る入札金
上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人の場合)

氏名

印

和歌山県知事 様

備考 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。

3 金額を訂正したものは、無効とする。

4 金額以外の訂正又は抹消箇所には、押印すること。

入 札 書

入札金額
(1年間の総額)

億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和4年度及び令和5年度東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達に係る入札金
上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

コンソーシアムの名称:

【コンソーシアムの代表者】

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人の場合)

氏名

印

和歌山県知事 様

- 備考 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
 3 金額を訂正したものは、無効とする。
 4 金額以外の訂正又は抹消箇所には、押印すること。

委任状

和歌山県知事 様

私は、_____ 印を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

令和4年度及び令和5年度東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達に係る入札について

令和 年 月 日

委任者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

委任状

和歌山県知事 様

私は、_____ 印を代理人と定め、下記事項を処理する
一切の権限を委任します。

記

令和4年度及び令和5年度東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達に係る入札について

令和 年 月 日

コンソーシアムの名称:

委任者

【コンソーシアムの代表者】

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

内 訳 書 (計 算 書)

業務の名称 : 令和4年度及び令和5年度東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達

1 基本料金 (税込み金額で記入)

常時基本料金単価 [円/kW・月]	
----------------------	--

年 月	契約電力	常時基本料金単価	① 年間の基本料金	[円]
令和5年3月 ~令和6年2月	25 [kW] × @ () [円/kW・月] × 12箇月 =	#VALUE!

2 電力量料金 (税込み金額で記入)

電力量料金単価	夏季月(7~9月)	その他季月
[円/kWh]		

年 月	予定使用電力量 [kWh]	電力量料金単価 [円/kWh]	A 電力量料金 [円]	備 考
令和 5 年 3 月	6,747	×	=	その他季月
令和 5 年 4 月	4,047	×	=	その他季月
令和 5 年 5 月	5,487	×	=	その他季月
令和 5 年 6 月	5,703	×	=	その他季月
令和 5 年 7 月	5,873	×	=	夏季月
令和 5 年 8 月	6,195	×	=	夏季月
令和 5 年 9 月	6,334	×	=	夏季月
令和 5 年 10 月	5,863	×	=	その他季月
令和 5 年 11 月	5,670	×	=	その他季月
令和 5 年 12 月	7,220	×	=	その他季月
令和 6 年 1 月	8,299	×	=	その他季月
令和 6 年 2 月	8,622	×	=	その他季月
② 年間の電力量料金 [円]			0	

年間総価 ①+② =		[円] (税込み)
消費税等相当額(再掲)		[円]
入札金額	#VALUE!	[円] (税抜き金額) ← (注)入札金額と同金額としてください。

※予定使用電力量については、直近1年間の実績等を採用

一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「令和4年度及び令和5年度東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達」

令和4年度及び令和5年度東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達の「入札参加資格の事後審査による一般競争入札」に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、東牟婁振興局串本建設部総務用地課へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

* 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参又は書留郵便によることとし、及びその提出書類について説明することが必要であることに留意すること。

(1) 受付場所

東牟婁振興局串本建設部総務用地課

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台783-8

郵便番号 649-3510

電話番号 0735-62-0755

ファクシミリ番号 0735-62-5390

(2) 受付期間

令和5年1月17日（火）の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日を除く。）以内の午前9時00分から午後5時30分までに提出すること。

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

(1) 入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）

単体の場合は様式3-1、コンソーシアムの場合は様式3-2を提出とする。

コンソーシアムにあっては、その代表者が申請し、併せてコンソーシアム構成員表（様式4）を提出すること。

イ 物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写し

コンソーシアムにあっては、各構成員の当該通知書の写し及びコンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写し。

ウ 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（計算書）

エ 小売電気事業者を証する書面の写し

コンソーシアムの構成員の中で、電気事業法（昭和39年法律第170号。）第2条の2の規定による登録を行った小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の登録をした者は全て書面の写しを提出すること。

オ 和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

小売電気事業者は、報告書に算出根拠となる資料、並びに必要に応じて認証書の写し、取組が分かる書類等を添付してください。なお、この書面の様式は自由ですが、規格はA4判とします。

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成（調製）における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請者の氏名は、個人事業者にあつてはその代表者の氏名及び商号(屋号)とし、法人事業者にあつてはその名称及び代表者の職氏名とすること。

(イ) 申請者の住所は、その主たる事務所の所在地とすること。

(ウ) 申請書の記入等に使用する印は、和歌山県物品購入等の競争入札参加資格審査申請で届け出た使用印鑑のうち契約又は入札等のもを使用すること。

(エ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

(オ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(カ) 申請書の記入等には、黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(キ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者（落札候補者）の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

4 審査結果の通知

申請者（落札候補者）には、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者（落札候補者から落札者となった者）において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

(1) 「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、一般入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札公告本文の4(3)により行うものとする。

一般競争入札参加資格確認申請書〈事後審査用〉

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 様

住所

〔法人にあつては、
主たる事務所の
所在地〕

氏名

〔商号(屋号)を含む。
法人にあつては、
その名称及び代表
者の氏名〕

印

〔担当者職氏名
電話番号
FAX番号〕

令和4年12月23日付けで入札公告のあつた下記の一般競争入札に参加し、落札候補者となつたので、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。

また、その他の入札公告された当該一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 一般競争入札に付された事項

(1) 事業年度

令和4年度及び令和5年度

(2) 調達業務の名称

東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達

予定契約電力 25kW 予定調達電力量 76,060kWh(1年間)

2 入札の場所及び日時

(1) 場所

東牟婁振興局申本建設部 1階 会議室

和歌山県東牟婁郡申本町サンゴ台783-8

(2) 日時

令和5年1月17日(火) 午後4時30分から

3 添付書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書(計算書)

ウ 小売電気事業者を証する書面の写し

エ(様式1)和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

報告書には、算出根拠となる資料、並びに必要なに応じて認証書の写し、取組が分かる書類等を添付してください。なお、この書面の様式は自由ですが、規格はA4判とします。

(2) 一般入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

一般競争入札参加資格確認申請書〈事後審査用〉

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 様

(コンソーシアム代表者)

住所

〔法人にあっては、
主たる事務所の
所在地〕

氏名

〔商号(屋号)を含む。
法人にあっては、
その名称及び代表
者の氏名〕

印

〔担当者職氏名
電話番号
FAX番号〕

令和4年12月23日付けで入札公告のあった下記の一般競争入札に参加し、落札候補者となったので、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。
また、その他の入札公告された当該一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 一般競争入札に付された事項
 - (1) 事業年度
令和4年度及び令和5年度
 - (2) 調達業務の名称
東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達
予定契約電力 25kW 予定調達電力量 76,060kWh (1年間)
- 2 入札の場所及び日時
 - (1) 場所
東牟婁振興局申本建設部 1階 会議室
和歌山県東牟婁郡申本町サンゴ台783-8
 - (2) 日時
令和5年1月17日(火) 午後4時30分から
- 3 添付書類
 - (1) 一般競争入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写し
コンソーシアムにあっては、構成員全員についての当該通知書の写し、コンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写し、コンソーシアム構成員表(様式4)を提出すること。
 - イ 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書(計算書)
 - ウ 小売電気事業者を証する書面の写し
 - エ(様式1)和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書
報告書には、算出根拠となる資料、並びに必要なに応じて認証書の写し、取組が分かる書類等を添付してください。なお、この書面の様式は自由ですが、規格はA4判とします。
 - (2) 一般入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

コンソーシアム構成員表

コンソーシアムの名称：

(コンソーシアムの代表者)

住所

〔法人にあつては、
主たる事務所の
所在地〕

氏名

〔商号(屋号)を含む。
法人にあつては、
その名称及び代表
者の氏名〕

印

(構成員)

住所

〔法人にあつては、
主たる事務所の
所在地〕

氏名

〔商号(屋号)を含む。
法人にあつては、
その名称及び代表
者の氏名〕

印

(構成員)

住所

〔法人にあつては、
主たる事務所の
所在地〕

氏名

〔商号(屋号)を含む。
法人にあつては、
その名称及び代表
者の氏名〕

印

※コンソーシアムによる申請を行う場合のみ提出してください。

※構成員間で締結した協定書の写しを添付してください。

様式4（第12項関係）

契約保証金納付免除申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条第3号の規定により下記1の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記2に記載の契約については、契約期間内に履行し、所要の完了検査に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

事業年度	令和4年度及び令和5年度
業務の名称	東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎電力調達

2 国（公団等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

※ 過去2年間で、1の契約事項と同種・同規模の実績を数件以上記載してください。

※ 上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。

- (1) 2に記載した契約に係る契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等が分かるもの）
- (2) 2に記載した契約に係る仕様書等の資料の写し（履行した業務の内容が分かるもの）

契 約 書

和歌山県（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）と、東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎で使用する電気の需給について下記条項により契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

（基本料金）

基本料金単価 （消費税及び地方消費 税の額を含む。） （1kW当たり）
〇,〇〇〇.〇〇円

（電力量料金）

	従量料金単価 （消費税及び地方消費 税の額を含む。） （1kWh当たり）
夏季月（7月～9月）	〇〇.〇〇円
その他季月	〇〇.〇〇円

- 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。

（需要場所及び期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 東牟婁振興局七川ダム管理事務所庁舎

和歌山県東牟婁郡古座川町佐田1016

期 間 令和5年3月1日0時00分から令和6年2月29日24時00分まで

- 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、甲は、この契約を解除することができる。
- 甲は、前項の規定による解除により、乙に損害を与えたときは、甲乙協議の上、その損害を賠償するものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

※【納付する場合】

第4条 乙は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第7条 各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第8条 乙は、毎月1日(以下「計量日」という。)に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月(前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 乙は、第8条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払請求書を作成(円未満の端数切り捨て)し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、第10条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(再エネルギー促進賦課金、力率割引及び燃料費調整額)

第13条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者であった小売電気事業者が特定規模需要に対して定める電気供給条件(特別高圧・高圧)(2020年4月1日実施)、高圧電力AS(卸市場価格連動)(主契約料金表)(2022年9月1日実施)等によるものとする。

2 力率割引又は割増及び発電費用等に係る燃料価格変動の調整額は、前項の取扱と同じとする。

3 燃料費調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であ

った小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）を契約終了日まで用いること。

- 4 卸市場価格調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める高圧電力A S（卸市場価格連動）（主契約料金表）（2022年9月1日実施）を契約終了日まで用いること。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
 - 三 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
 - 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

第15条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第14条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金）

第16条 天災その他不可抗力の原因又は第14条第1項第2号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第17条 甲は、第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第14条第2項、第3項又は第15条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第18条 乙は、第14条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第19条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう

ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

第20条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（債権譲渡の禁止）

第21条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第22条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

【単体の場合】

甲 住所 和歌山県和歌山市小松原通 1-1
氏名 和歌山県知事 岸本周平 印

乙 住所
氏名 印

【コンソーシアムの場合】

甲 住所 和歌山県和歌山市小松原通 1-1
氏名 和歌山県知事 岸本周平 印

乙 (コンソーシアムの名称記入)

(代表者)
住所
氏名 印

(構成員)
住所
氏名 印